

浅草地区まちづくりビジョン策定委員会設置要綱

令和5年9月13日

5台都地二第285号

(目的)

第1条 台東区が、浅草地区におけるまちづくりの方向性を示す「浅草地区まちづくりビジョン」(以下「まちづくりビジョン」という。)を策定するにあたり、学識経験を有する者等からの意見を聴取するため、浅草地区まちづくりビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) まちづくりビジョンの策定に関すること。
- (2) 都市基盤整備等に関すること。
- (3) まちづくり等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、浅草地区のまちづくりに関して必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、別表1に規定する学識経験を有する者のうちから、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集等)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(書面等による会議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要性があり、委員会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、委員会の招集に代えて、委員に対する書面の回付その他会長が指定する方法により会議

を行うことができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する検討事項を専門的に検討するため、委員会の下に基盤整備部会及びまちづくり部会（以下「各部会」という。）を設置する。

2 各部会は次の各号に掲げる事項について検討する。

(1) 基盤整備部会 都市基盤整備等に関する事項

(2) まちづくり部会 まちづくり等に関する事項

3 各部会は、別表2及び別表3に掲げる者をもって構成する。

4 各部会に部会長を置く。

5 部会長は、学識経験を有する者の中から会長が指名する。

6 各部会は、各部会長が招集する。

7 各部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

8 第6項の規定にかかわらず、各部会長は、緊急の必要性があり、部会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、部会の開催に代えて、部会員に対する書面の回付その他部会長が指定する方法により会議を行うことができる。

(委員会及び会議録等の取扱い)

第8条 委員会の会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下これらを「会議録等」という。）は、公開する。ただし、東京都台東区情報公開条例（平成5年3月台東区条例第1号）第6条第1項各号の非公開情報に該当する会議録等については、この限りでない。

(任期)

第9条 会長、副会長及び委員並びに部会長及び部会員の任期は、まちづくりビジョンの策定が終了する日までとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、都市づくり部地域整備第二課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年9月9日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、区長が招集する。

付 則

この要綱は、令和5年9月13日から施行する。

別表1（第3条関係）浅草地区まちづくりビジョン策定委員会

会 長	
副会長	学識経験を有する者
委 員	
委 員	浅草地区観光まちづくり推進協議会に属する者
委 員	花川戸まちづくり推進協議会に属する者
委 員	浅草寺に属する者
委 員	雷門地区町会連合会に属する者
委 員	馬道地区町会連合会に属する者
委 員	清川地区町会連合会に属する者
委 員	浅草寿地区町会連合会に属する者
委 員	協同組合浅草商店連合会に属する者
委 員	協同組合浅草おかみさん会に属する者
委 員	東京商工会議所台東支部に属する者
委 員	浅草観光連盟に属する者
委 員	奥浅草観光協会に属する者
委 員	東武鉄道株式会社に属する者
委 員	東京地下鉄株式会社に属する者
委 員	東京都交通局に属する者
委 員	首都圏新都市鉄道株式会社に属する者
委 員	墨田区都市計画部に属する者
委 員	台東区技監
委 員	台東区企画財政部長
委 員	台東区文化産業観光部長
委 員	台東区産業振興担当部長
委 員	台東区危機管理室長
委 員	台東区都市づくり部長
委 員	台東区土木担当部長
委 員	台東区都市づくり部参事

別表2（第7条関係）基盤整備部会

基盤整備部会長	学識経験を有する者
基盤整備部会員	
基盤整備部会員	東武鉄道株式会社に属する者
基盤整備部会員	東京地下鉄株式会社に属する者
基盤整備部会員	東京都交通局に属する者
基盤整備部会員	首都圏新都市鉄道株式会社に属する者
基盤整備部会員	東京都公園協会に属する者
基盤整備部会員	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所に属する者
基盤整備部会員	東京都都市整備局に属する者
基盤整備部会員	東京都建設局に属する者
基盤整備部会員	墨田区都市計画部に属する者
基盤整備部会員	台東区危機管理室長
基盤整備部会員	台東区都市づくり部長
基盤整備部会員	台東区土木担当部長
基盤整備部会員	台東区都市づくり部参事

別表3（第7条関係）まちづくり部会

まちづくり部会長	学識経験を有する者
まちづくり部会員	
まちづくり部会員	浅草地区観光まちづくり推進協議会に属する者
まちづくり部会員	花川戸まちづくり推進協議会に属する者
まちづくり部会員	浅草六区エリアマネジメント協会に属する者
まちづくり部会員	雷門地区町会連合会に属する者
まちづくり部会員	馬道地区町会連合会に属する者
まちづくり部会員	協同組合浅草商店連合会に属する者
まちづくり部会員	東京商工会議所台東支部に属する者
まちづくり部会員	浅草観光連盟に属する者
まちづくり部会員	奥浅草観光協会に属する者
まちづくり部会員	台東区文化産業観光部長
まちづくり部会員	台東区産業振興担当部長
まちづくり部会員	台東区都市づくり部長